

## ☆ SUBARU TIMES ☆ 5月号

## 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載の仕方について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、5月1日からいよいよ新元号『令和』がスタートしました。国税庁HPの情報によると、納税者から提出される書類は、平成31年6月1日など平成表記の日付で提出されても有効なものとして取扱うこととされています。今回は源泉所得税の納付書の記載の仕方について、注意点をまとめてみました。

## 改元後の源泉所得税の納付について

下記の納付書については、『令和』への改元後も『平成』と印字された納付書で納付することができます。

- ・ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）
- ・ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）
- ・ 利子等の所得税徴収高計算書
- ・ 配当等の所得税徴収高計算書
- ・ 非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
- ・ 報酬・料金等の所得税徴収高計算書
- ・ 定期積金の給与補てん金等の所得税徴収高計算書
- ・ 上場株式等の源泉徴収選択口座調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書
- ・ 償還差益の所得税徴収高計算書
- ・ 割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書



## 記載における注意点

『平成』が印字された納付書を使用するにあたり、以下の点にご注意ください。

- ① 現在お持ちの納付書に印字されている『平成』の文字の二重線による抹消や、『令和』への補正をしていただく必要はありません。『平成』のままご使用ください。

- ② 「年度欄」には国の会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）を記載します。したがって平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に納付する場合、「平成31年度」に該当しますので、「年度欄」は「01」ではなく、必ず「31」と記載してください。【次ページ 図1参照】

- ③ 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で、平成31年1月から令和元年6月までに支払った給与等に関する源泉所得税を令和元年7月10日までに納付する場合、「納期等の区分」には自31年01月、至01年06月と記載いただくこととなります。ただし、自31年01月、至31年06月と記載しても有効なものとして取扱われます。毎月納付の場合も同様で、令和元年5月の給与支給日は01年05月31日等という記載となりますが、31年5月31日と記載されても有効なものとして取扱われます。【次ページ 図2参照】

【図1】

〔設例〕 新元号2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について新元号2年（2020年）3月10日に納付する場合

支払年月日: 020220

【年度欄】: 31

【納期等の区分】: 0202

区分	年度	月	日	金額	税額
俸給・給与等 (01)	02	02	20	2502595	10050
賞与(退職手当を除く) (02)					
自雇労働者の給与 (03)					
退職手当等 (04)					

【図2】

〔設例〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から新元号元年（2019年）6月までに支払った俸給・給与等について新元号元年（2019年）7月10日に納付する場合

【年度欄】: 31

【納期等の区分】: 3101, 0106

区分	年度	月	日	金額	税額
俸給・給与等 (01)	31	01	21	8959947	161340
賞与(退職手当を除く) (02)					
自雇労働者の給与 (03)					
退職手当等 (04)					

なお、『令和』と印字された納付書は、管轄の税務署より本年10月以降に順次配布予定です。

【補足】社会保険に関する手続きの場合

社会保険手続に関して書面で届出書を提出する場合には、令和元年5月以降も新元号が記載されていない旧様式による届出も可能とされています。但し5月以降に「平成」と表記された届出書等の用紙を利用する場合には、可能な限り「平成」を「令和」に補正して提出することが求められています（この場合、訂正印は不要とされています）。年金事務所では税務署の場合と対応が異なりますのでご注意ください。



税理士法人 昴の新HPを作成いたしました！  
 税務のこと、事務所のこと、情報満載です☆  
 どうぞご覧ください☆

税理士法人 昴



【HPアドレス】

<http://www.subaru-tax.net/>